

二千六年の海上の労働に関する条約の二千十八年の改正

## 二千六年の海上の労働に関する条約の二千十八年の改正

二千六年の海上の労働に関する条約の一部を次のように改正する。

### A 2.1 基準 6 の次に次の 7 を加える。

7 加盟国は、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船舶内又は船舶外で捕らわれている間は、船員の雇用契約が引き続き効力を有することを要求する。この場合において、契約の期間の満了の日が経過したか又は各当事者が契約を停止し、若しくは終了する通告をしたか否かを問わない。この 7 の規定の適用上、

(a) 「海賊行為」とは、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約におけるものと同じの意味を有するものとする。

(b) 「船舶に対する武装強盗」とは、国の内水、群島水域及び領海において、船舶若しくは当該船舶内にある人若しくは財産に対し、私的目的のために行う全ての不法な暴力行為、抑留、略奪行為（海賊行為を除く。）若しくはそれらのおそれ又はこのような行為を扇動し、若しくは故意に助長する全て

の行為をいう。

A 2.2 基準 6 の次に次の 7 を加える。

7 船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船舶内又は船舶外で捕らわれている場合において、

船員の雇用契約、関連する団体交渉の合意又は適用可能な国内法令に基づく賃金及び他の受けた給付

(4 に規定する割当額の送金を含む。) については、捕らわれている全期間を通じて及び船員が解放さ

れ A 5.1 基準に従って適切に送還されるまでの間、又は捕らわれている期間中に船員が死亡したときは適

用可能な国内法令に従って定められる死亡日までの間、引き続き支払う。「海賊行為」及び「船舶に対

する武装強盗」の用語は、A 2.1 基準 7 の規定におけるものと同じの意味を有するものとする。

B 5.1 指針 8 を次のように改める。

8 送還される権利は、関係する船員が国内法令又は団体交渉の合意に定める妥当な期間内に当該権利を

主張しない場合には、消滅させることができる。ただし、当該船員が海賊行為又は船舶に対する武装強

盗により船舶内又は船舶外で捕らわれている場合は、この限りでない。「海賊行為」及び「船舶に対す

る武装強盗」の用語は、A 2.1 基準 7 の規定におけるものと同じの意味を有するものとする。